

勝浦市教育委員会告示第 1 号

勝浦市中高生海外研修助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、中学生及び高校生等（以下「中高生」という。）が海外における実体験を通じて国際的視野を広めるとともに、国際理解を深めることで、勝浦市の次代を担う国際感覚豊かな人材の育成を図るため、中高生の海外研修に要する経費について、予算の範囲内で助成金を交付することに関し、勝浦市補助金等交付規則（昭和 44 年勝浦市規則第 16 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。）第 1 条に規定する高等学校、特別支援学校（高等部に限る。）、高等専門学校（第 1 学年から第 3 学年までに限る。）及び同法第 124 条に規定する専修学校（高等課程に限る。）をいう。
- (2) 高校生等 高等学校等に在籍（学）する者をいう。
- (3) 保護者 法第 16 条の規定による保護者をいう。

(助成対象者)

第 3 条 助成金の交付対象者は、本市に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている中高生及びその保護者とし、市税等の滞納がない者とする。

(助成の対象となる研修)

第 4 条 助成金の交付の対象となる研修は、諸外国において、語学研

修、現地での視察、体験等を通して現地の抱える社会課題を考える研修及び現地での社会貢献活動へ参加する研修等とし、次の各号に定める要件をすべて満たすものとする。

- (1) 海外研修等を主催した実績がある公共機関や旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に規定する登録を受けた民間事業者が主催する研修事業又は旅行商品であること。
 - (2) 当該年度の3月31日までに帰国し、渡航期間が5日以上の日本国外における研修であること。
 - (3) 中学生の場合は、長期休業中に実施する研修等、授業及び学校諸行事に支障をきたさない期間に実施する研修であること。
 - (4) 保護者及び親族等が同伴しない研修であること。
- （助成対象経費）

第5条 助成金の交付の対象となる経費は、次の各号に定める経費とする。

- (1) 海外研修に要する往復渡航費
 - (2) 滞在費
 - (3) 研修先における授業料、現地での研修参加費
 - (4) その他、市長が必要と認める経費
- （助成金の額等）

第6条 助成金の額は、前条の対象経費の合計から他の補助金等の額を差し引いた額の3分の2以内とし、15万円を上限とする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 助成金の交付の回数の限度は、1人1回とする。

（交付の申請）

第7条 助成金の交付の申請をしようとする者は、規則第3条の規定により市長が定める期日までに、勝浦市中高生海外研修助成金交付

申請書（別記第 1 号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記第 2 号様式）
 - (2) 海外研修の内容、日程を証明する書類の写し
 - (3) 第 5 条に規定する費用を証明する書類の写し
 - (4) 交付対象者が中学生である場合は、学校長からの証明書（別記第 3 号様式）
 - (5) その他、市長が必要と認める書類
- （交付の決定）

第 8 条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定したときは、勝浦市中高生海外研修助成金交付（不交付）決定通知書（別記第 4 号様式）により、申請者に通知するものとする。

（変更・中止等の承認申請書）

第 9 条 助成金交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、研修内容等に重要な変更を加えようとするときは、勝浦市中高生海外研修助成事業変更（中止）承認申請書（別記第 5 号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（実績報告）

第 10 条 交付決定者は、規則第 11 条の規定により海外研修終了後、速やかに勝浦市中高生海外研修助成事業実績報告書（別記第 6 号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 研修成果報告書（別記第 7 号様式）
- (2) 助成対象経費負担の領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

（助成金の額の決定）

第 11 条 市長は、規則第 13 条の規定により前条の規定による実績

報告を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、勝浦市中高生海外研修助成金交付確定通知書（別記第 8 号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（交付の請求）

第 1 2 条 交付決定者は、規則第 1 4 条の規定により前条の規定による確定した助成金の交付を受けようとするときは、勝浦市中高生海外研修助成金交付請求書（別記第 9 号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付の特例）

第 1 3 条 市長は、特に必要があると認めたときは、助成金を概算払いにより交付することができる。

2 前項の規定により概算払いを受けようとするときは、規則第 1 5 条第 2 項の規定により勝浦市中高生海外研修助成金概算払交付請求書（別記第 1 0 号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び助成金の返還）

第 1 4 条 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたときは、助成金の交付決定を取り消し、既に交付した助成金の全部の返還を命じることができる。

（補則）

第 1 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。